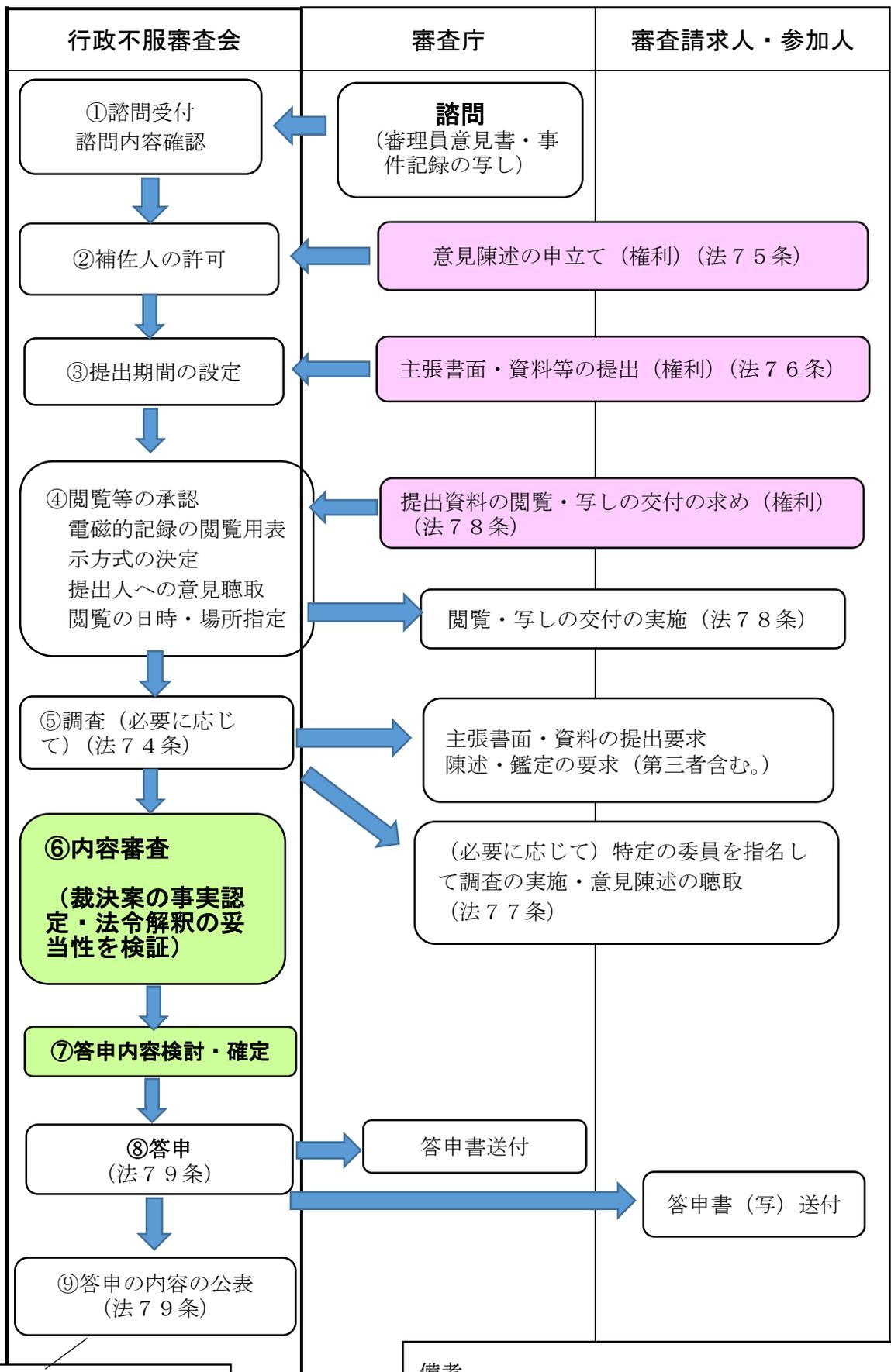


東大和市行政不服審査会における審査手続



総務省が公表用DBを整備

備考
法は行政不服審査法、条文は法 8 1 条 3 項において準用する法の規定である。

諮問要件（43条1項）

東大和市行政不服審査会への諮問は、審理員意見書が審査庁（市長）に提出されたときに行います。

ただし、次に掲げる場合は、諮問をしないことができます。

- (1) 処分をするときに市議会・行政委員会・附属機関の**議を経ている**場合（法43条1項1号）
- (2) 裁決をするときに市議会・行政委員会・附属機関の**議を経ている**場合（法43条1項2号・3号）
- (3) 審査請求人から行政不服審査会への諮問を**希望しない旨の申出**がある場合（法43条1項4号）
- (4) 国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、行政不服審査会が**諮問を要しないものと認めた**場合（法43条1項5号）
- (5) 不適法で**却下**する場合（法43条1項6号）
- (6) **不利益処分**の全部を**取消し**又は事実上の行為の撤廃をする場合（法43条1項7号）
- (7) 申請**棄却**若しくは**却下**の処分を**取消し**又は申請に対する不作為を違法と宣言して、当該処分をする場合（法43条1項8号）

東大和市情報公開条例に基づく公開決定等及び東大和市個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求は、行政不服審査法第9条第1項ただし書に基づく条例の「特別の定め」により、東大和市情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて審査を行う。この場合は、審理員は指名されず、また、東大和市行政不服審査会への諮問も行わない。